

教職員の処分について

教職員の処分を次のとおり行いました。本件につきましては、関係者並びに市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 「教職員の盗撮行為」に係る処分

項 目	内 容
処分を受けた教職員	市立中学校 教諭（再任用・61歳） （事案発生時は市立中学校長（再任用））
事 案 の 概 要	当該教諭は、令和6年3月27日（水）正午頃、JR横浜線及び小田急線の駅構内及び電車内において、左足首に装着した小型カメラを用いて女性2名の下半身やスカート内を盗撮した。盗撮行為を目撃した男性乗客が当該教諭に声を掛けたことにより事案が発覚したもの。事案当日は、午後から時間休暇を取得していた。 当該教諭は、同様の手口で令和5年12月初旬から、10～12回程度、高校生を含む10代から40代と思われる女性を盗撮していた。
処 分 の 内 容	免職
処 分 年 月 日	令和6年4月18日

問合せ先
教職員人事課
電話 042-769-8279